



環太平洋パートナーシップに関する 包括的及び先進的な協定の背景と意義

第196回国会衆議院内閣委員会参考人
東京大学社会科学研究所 教授 中川淳司
平成30年5月17日

TPPからTPP11へ

2016年2月4日：TPP協定署名

12月9日：TPP協定とTPP整備法を国会承認

2017年1月20日：日本、国内手続完了を寄託国(NZ)に通報

1月23日：トランプ米大統領、TPP離脱の覚書に署名

5月21日：TPP閣僚会合、TPP協定の早期発効に向けた選択肢の
検討で合意

11月8-10日：TPP閣僚会合、TPP11で大筋合意

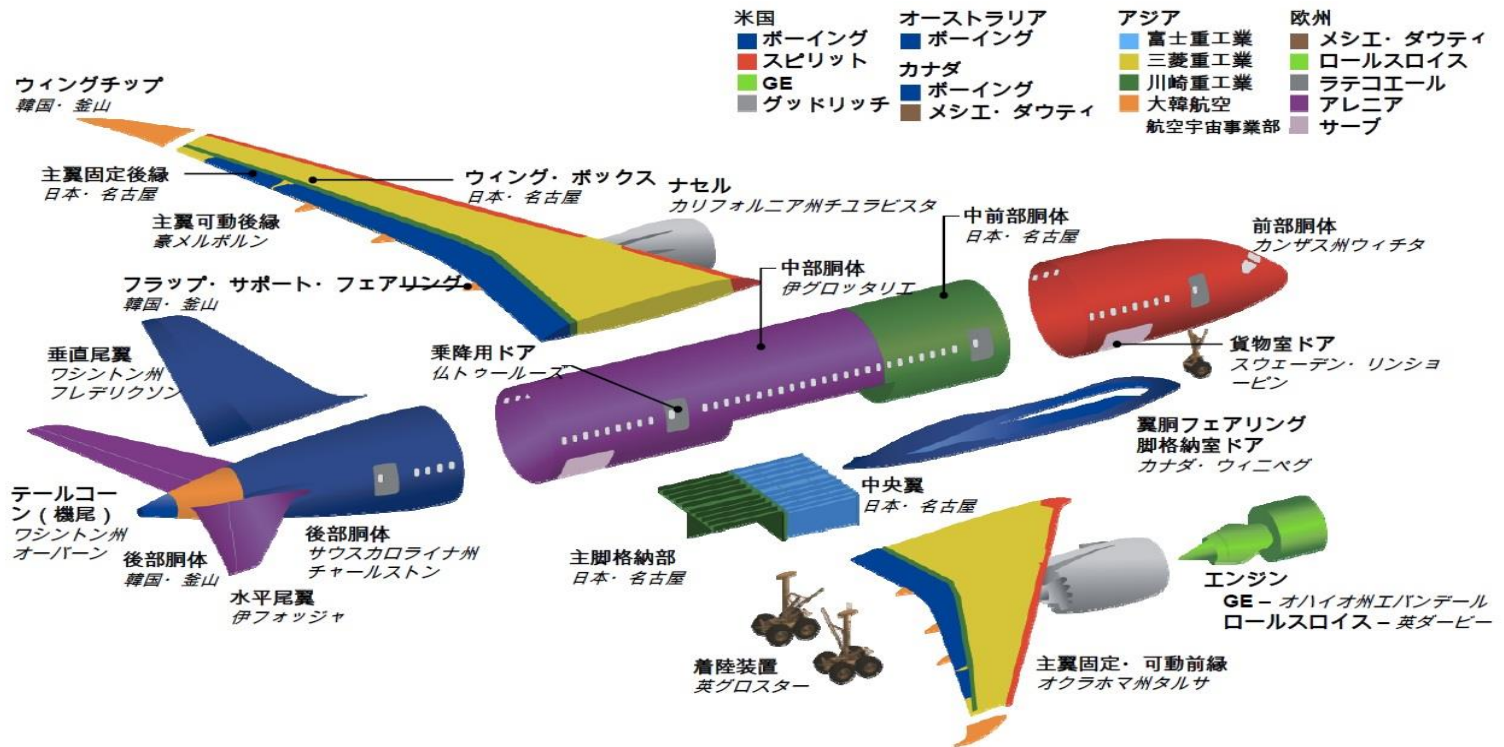
2018年1月23日：TPP高級事務レベル会合、協定本文・凍結項目を確定

3月8日：TPP11署名

TPPの背景と意義

・今日の世界経済: サプライチェーン(供給網)のグローバル化が急速に進んだ。生産工程が最適立地に応じて国境を超えて分散。

〔ボーイング787のサプライチェーン〕



供給網のグローバル化に必要なルール

弾力的な生産体制と信頼性の高いロジスティクス・リンクを構築できる貿易・投資ルールを整備する必要がある。

サービスリンクコストの削減に関わるルール	<u>関税撤廃、貿易円滑化、電子商取引の自由化、ロジスティクスのインフラ整備、商用関係者の移動の自由化・円滑化、法制・経済制度の調和</u>
各工程の生産コストの削減に関わるルール	<u>金融などの生産支持サービスの充実、投資の自由化・円滑化、政府調達市場アクセス、知的財産権保護、法制・経済制度の調和、インフラサービスの供給</u>

(出典:木村福成「TPPと21世紀型地域主義」馬田啓一他編『日本のTPP戦略 課題と展望』文真堂、2012年に基づき作成)

TPPは先進的な貿易・投資ルールを盛り込んだ

<貿易円滑化>

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取り)を明記

<投資>

投資先国が投資企業に技術移転等を要求することを禁止

<電子商取引>

デジタル・コンテンツへの関税賦課の禁止;ソースコードの移転・アクセス要求の禁止;サーバー現地化要求の禁止;オンライン消費者の保護

<国有企業>

国が国有企業に非商業的援助を行い他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことを禁止

<知的財産>

模倣品・偽造品等に対する厳格な規律;地理的表示の保護

TPP11はTPPルールの大半を実現する

ルール分野の主な凍結項目

- ・郵便独占に係る急送便サービスの義務(附属書10-B5、6項)
- ・投資家と国の紛争解決(ISDS)→投資合意・投資許可に関する紛争を対象から除外(第9章関係)
- ・政府調達に参加条件(第15.8条5項)
- ・審査遅延に基づく特許期間延長(第18.46条)
- ・医薬品承認審査に基づく特許期間延長(第18.48条)
- ・一般医薬品試験データ保護(第18.50条)
- ・生物製剤試験データ保護(第18.51条)
- ・著作権等の保護期間(第18.63条)
- ・技術的保護手段(第18.68条)
- ・権利管理情報(第18.69条)

TPP11の今日的意義：米トランプ政権との関係

2018年4月17～18日：日米首脳会談

「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」の開始で合意。
安倍首相発言：「米国が2国間交渉に関心があるのは承知しているが、日本はTPPが両国にとって最善と考えている。」

トランプ大統領発言：「(参加国が)我々が拒めない(見直し案)の取引を提示しない限り、TPPに戻らない。・・2国間(協定)の方を好んでいる。」

- ・米トランプ政権はTPP復帰の可能性を否定してはいない。
- ・新貿易協議では対日貿易赤字の削減を求めて圧力をかけてくるだろう。
- ・TPP11は、新貿易協議で対日貿易赤字の削減を求める米国の圧力に対抗する盾になる。

TPP11の将来的意義

自由貿易体制の持続可能性が問われる時代

- ・トランプ政権の「米国第一」通商政策、米中貿易摩擦、英国のEU離脱



TPP11は自由貿易体制の堅持を世界にアピールする意義がある。



TPP11のその先の世界へ

1) TPP11の拡大

TPP11への参加意思を表明した国: タイ、韓国、台湾、コロンビア。英国

TPPへの参加意思を表明した国: インドネシア、フィリピン

2) 日本が交渉中の広域FTA

EUとのEPA(経済連携協定)(2017年12月交渉妥結)

RCEP(東アジア地域包括的経済連携); 日中韓FTA

→交渉まとまれば米国へのTPP復帰を求める圧力になる。

中国もTPP(11)への参加を検討する流れが生まれるかもしれない。